

工事計画書

工事の概要	
火災予防上の措置	<ol style="list-style-type: none">1 工事中は、必ず危険物保安監督者（危険物取扱者）が立会うと共に、工事中の安全管理について工事関係者に対し必要な指示を与える。2 工事場所に粉末消火器を2本、何時でも使用できるよう配置する。3 仮使用承認済の表示板を見やすい箇所に掲示する。4 工事部分と仮使用部分とを防災シートにて区分する。5 防火上危険と判断すれば直ちに工事を中止する。6 その他火災予防上、必要な事項を厳守する。7 南海トラフ地震に関する情報を覚知した場合は、別紙のとおり措置を行う。
工事着工予定日	許可後
工事完了予定日	着工後 日
その他必要な事項	

注 火災予防上の措置の欄は、防災シート又は塀等による遮へい、消火器の備え付け、危険物取扱者の立会等について記載すること。

南海トラフ地震に関する情報を覚知した場合は、次の措置を行う。

この措置は、当該地震に関して安全な状態が確認されるまで継続する。

ア 原則として工事は中止する。

イ 工事を中止し、状態に応じて地震に対する応急措置を行う。

ウ 安全確認の為に点検を実施するとともに予防規程等によりあらかじめ定められた対策を講ずるほか、必要に応じて以下の措置を行う。

- ・ 入出荷作業は停止する。
- ・ 出荷ポンプ等動力の電源を遮断する。
- ・ タンクの元バルブ及び関連バルブを閉止する。
- ・ 受け入れ配管先端バルブを閉止する
- ・ 防油堤排水弁の閉止を確認する。
- ・ 流出油防止装置（土のう等）を準備する。
- ・ 製品ドラムの歯止めを補強する。
- ・ 空ドラムをロープ等で補強する。
- ・ 停車車両は歯止めをする。
- ・ 消火器などの点検・配備を行う。
- ・ 貯蔵する危険物は貯蔵高さをできるだけ低くする。
- ・ 監視者を配置する。